

VOL.2204

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

成人年齢引き下げに関連する税金への影響

[contents]

- ◆ 相続税・贈与税
- ◆ 個人住民税
- ◆ 遺産分割協議書



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

成人年齢引き下げに関連する税金への影響

1. はじめに

成人の年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法改正が決定し、令和4年4月1日から18歳が成人となります。成人年齢の民法が改正されることとなった背景には、成人を18歳としている世界の主流に合わせることや若い人たちにも国政に参加してもらいたいという意図があります。一方で、税金については成人しているかどうかによって取り扱いが変わる制度がいくつかあり、成人年齢引き下げは税金にも影響を及ぼしています。その影響を受けた主な税制について解説したいと思います。

2. 相続税・贈与税

相続税や贈与税の計算上「20歳」を基準としている規定がいくつかあり、令和4年4月1日以降は「18歳」を基準とすることが税制改正によって手当されています。

(1) 未成年者の税額控除の計算方法

相続税の計算において相続人が未成年である場合、相続税から一定の金額を差し引くことができます。現在は20歳に達するまでの残年数を1年につき10万円で計算をしています。これが令和4年4月1日以降開始する相続については18歳へ引き下げられるため残年数が縮小し控除額も縮小することとなります。

★現行制度

$$(\underline{20 \text{ 歳}} - \text{相続開始時の年齢}) \times 10 \text{ 万円} = \text{未成年者控除額}$$

★令和4年4月1日以降開始する相続について

$$(\underline{18 \text{ 歳}} - \text{相続開始時の年齢}) \times 10 \text{ 万円} = \text{未成年者控除額}$$

(2) 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の特例税率

贈与税の暦年課税には一般税率と特例税率の2つがあり、特例税率は一般税率と比べ税率が低く設定されています。特例税率は、20歳以上（現行）の者が60歳以上の直系尊属（父母や祖父母）から贈与を受けた場合に適用することができます。今回の民法改正により令和4年4月1日以後の贈与については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の場合に特例税率を適用できるようになりました。したがって、令和4年1月1

日時点において18歳または19歳の人令和4年1月1日～令和4年3月31日までの間に贈与を受ける場合は一般税率が適用され、令和4年4月1日以降に贈与を受ける場合は特例税率を適用することが可能となります。

基礎控除後の課税価額	一般税率		特例税率	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0円	10%	0円
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円		
400万円超 600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

(3) 住宅取得等資金贈与

住宅資金贈与の非課税措置とは、父母または祖父母などの直系尊属からの贈与により、子や孫が自己の居住用住宅の取得や増改築のための資金を取得した場合に、一定の要件を満たす時は非課税限度額まで贈与税が非課税となる制度です。この制度は令和4年度の税制改正により2年間延長され、令和5年12月31日まで特例適用を受けることができるようになりました。また令和4年1月1日以降は、非課税限度額は契約の締結時期に関わらず、一律に改正され非課税枠が縮小されました。この制度についても、令和4年4月1日以降の贈与については、年齢要件は、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上に変更されることとなります。非課税限度額は、住宅の種類に応じて異なります。

住宅の種類	非課税限度額
省エネ等住宅 ※	1,000万円
上記以外の住宅家屋	500万円

※ 所定の省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性を備えた住宅

(4) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、原則60歳以上の父母または祖父母から20歳以上（現行）の子または孫に財産を贈与した場合に選択できる贈与の制度です。その贈与税の額は、特別控除2,500万円までを上限に相続が発生するまで納税を繰り延べることができ、2,500万円を超える部分については一律20%で課税される制度となっています。令和4年4月

1日以降の贈与については、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上が年齢要件となります。贈与年の1月1日で18歳に達している受贈者であっても、令和4年3月31日までの贈与については、相続時精算課税制度の適用を受けることができないので注意が必要です。

3. 個人住民税

住民税には「未成年者」のうち前年の合計所得金額が135万円以下の者は非課税になるという規定があります。この「未成年者」の年齢は民法に合わせているため、20歳から18歳に引き下げられることとなります。

4. 遺産分割協議書

未成年が契約などの法律行為をする場合は、親権者が代理で手続きをすることができます。ただ遺産分割協議を行う上で親権者と未成年者が相続人である場合には、親権者と未成年者で利益相反の関係となってしまうため家庭裁判所を通じ特別代理人を選任しなければならない場合があります。令和4年4月1日以降は18歳以上であれば本人が遺産分割協議に参加できるようになります。既に相続が発生していて相続人の中に18.19歳の方がいる場合は令和4年4月1日を待って遺産分割協議を行うケースも考えられます。

5. 最後に

今回の成人年齢の変更は税制だけでなく普段の生活にも影響があり、親の同意がなくてもローンを組むことやクレジットカードの作成などが18歳からできるようになります。ただし、日本貸金業協会は、若者が過大な債務を負うことがないように、収入の状況を示す書類を確認するよう求めています。また、大手銀行は、カードローンについて20歳以上が利用可能とする現在の条件を維持する方針で、成人年齢引き下げには慎重な態度をとっています。

また今回は紹介しきれませんでした。贈与税については「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」や「非上場株式等に係る納税猶予制度」などにも「20歳」を基準とする規定が盛り込まれており成人年齢の引き下げの影響を受けることとなります。詳しく知りたいという方はトータル財務プランまでお問い合わせください。

執筆者 柴田 直之